第明三治二十五種郵便物認可

平成２２年（フ）第４８号
島根県邑智郡川本町大字川本779番地
債務者　石田　雄士
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月29日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第５０号
島根県浜田市旭町都川1055番地１
債務者　岩本奈保子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月29日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第２９１号
長崎県佐世保市天神４丁目24番２号
債務者　廣瀬　忠行
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１１４３号
東京都東大和市中央２丁目1101番地の29
キャッスル東大和202号
債務者　マツオ　ローディシタ　ドロマル
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３４２号
静岡県焼津市道原675番地の１　道原マンション302
債務者　高田　直典
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５４号
静岡県牧之原市片浜3380番地27
債務者　塚本　淳子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後３時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６６号
静岡市葵区牧ヶ谷2218番地
債務者　内野　悦子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７３号
静岡市葵区北安東４丁目９番21号
債務者　杉山　亮子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３９４号
静岡市駿河区見瀬86番地の２　サンティール見瀬202号
債務者　田村　一美
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３９８号
静岡市清水区北脇新田346番地の４、旧住所静岡市清水区南矢部592番地
債務者　堀　　智恵
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４２６号
静岡市駿河区中島3196番地　ソシアル沢Ⅲ102号、旧住所静岡市駿河区下川原４丁目17番29号
債務者　長嶋　政好
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４３９号
静岡県藤枝市南駿河台５丁目14番16号
債務者　山田　新一
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４４８号
静岡県藤枝市前島2281番地の99　県営青洲団地５棟402号
債務者　森下真奈美
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４６５号
静岡県焼津市宗高1567番地の１　サニーフラット大井川205
債務者　松下　星美
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４６７号
静岡県島田市高砂町7751番地の３
債務者　中森　和也
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４９０号
静岡市駿河区敷地２丁目４番45―205号
債務者　瀧　さゆり
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部